

《令和9年度4月入園》

《かわまた認定こども園入園申込みのご案内》

1 募集施設について

施設名	所在地	運営事業者
かわまた認定こども園	川俣町字川原田46番地	社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会

2 入園申込期間・提出先について

申込期間	令和8年11月2日（月）～30日（月）まで
申込書 提出先	① 現在かわまた認定こども園に入園している方 → かわまた認定こども園 ② 新入園児 → 子育て支援課幼児教育係 又は かわまた認定こども園

3 提出書類等について

（1）1号認定の方（幼稚園的利用）

- ①認定申請書
- ②入園申込書（兼家庭状況調査票）

（2）2・3号認定の方（保育園的利用）

- ①認定申請書
- ②保育施設利用申込書（兼家庭状況調査票）
- ③保育の利用を必要とする状況の申立書（※該当者のみ）
- ④保育が必要な状況を確認する証明書

保育を必要とする理由		必要書類
就労	会社員など	就労証明書
	自営業・農業など	開業届又は申告書の写し、自営業・農業申立書
出産予定		母子手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)
疾病、障がい、介護など		医師の診断書、障がい者手帳の写しなど

※65歳未満で無職の祖父母等と同居している場合、申立書に保育ができない理由を記入していただき提出願います。

4 教育・保育給付認定について

認定こども園へ入園するためには、町から教育・保育給付認定を受けることが必要です。教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて下記の3つの区分に分類され、認定区分に応じて利用時間などが異なります。

教育・保育給付認定区分

認定区分	対 象	備 考
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	幼稚園的利用
2号認定	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育園的利用
3号認定	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	

保育の必要量（2・3号認定）

認定区分	対 象	就労時間等
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分 （11時間）	月120時間以上 （フルタイム勤務等）
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分 （8時間）	月64時間以上120時間未満 （パートタイム勤務等）

保育を必要とする事由（2・3号認定）

就労等	ひと月の就労時間が64時間以上の場合
妊娠・出産	出産前後のため児童の保育ができない場合
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合
看護・介護等	同居の親族を常時介護又は看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
求職活動	児童の保護者が継続的に求職活動を行っている場合（3か月以内）
就学	児童の保護者が就学している場合
その他	上記に類すると認める場合

教育・保育を提供する時間

認定区分		保育時間	預かり、延長保育
1号認定 (幼稚園の利用)		午前8時30分 ～午後1時	午前7時～8時30分 午後1時～7時
2号認定 3号認定 (保育園 の利用)	保育標準時間	午前7時30分 ～午後6時30分	午前7時～7時30分 午後6時30分～7時
	保育短時間	午前8時30分 ～午後4時30分	午前7時～8時30分 午後4時30分～7時

5 利用料（保育料）について

◇3歳以上児 無料

◇3歳未満児 保護者の市町村民税課税額により決定しますが、令和6年度から無償化（町で助成）しています。（ただし、川俣在住の園児に限ります。）

《利用料徴収金額月額表》

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				4/1 現在の年齢が		
階層区分				3 歳 以上	3 歳未満	
					標準時間	短時間
第 1		生活保護世帯等		幼児教育・保育の無償化により無償	0 円	0 円
第 2		市町村民税非課税世帯			0 円	0 円
第 3	a	市町村民税均等割課税世帯			10,000 円	9,800 円
	b	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満			13,000 円	12,700 円
第 4	a	市町村民税所得割課税額 58,200 円未満			16,000 円	15,700 円
	b	市町村民税所得割課税額 67,800 円未満			19,000 円	18,600 円
	c	市町村民税所得割課税額 77,400 円未満			22,000 円	21,600 円
	d	市町村民税所得割課税額 87,000 円未満			25,000 円	24,500 円
	e	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満			28,000 円	27,500 円
第 5		市町村民税所得割課税額 169,000 円未満			32,000 円	31,400 円
第 6		市町村民税所得割課税額 301,000 円未満		35,000 円	34,400 円	
第 7		市町村民税所得割課税額 397,000 円未満		40,000 円	39,200 円	
第 8		市町村民税所得割課税額 397,000 円以上		40,000 円	40,000 円	

6 クラス編成・定員数について

クラス編成 定員数 対象年齢	年齢（クラス数）		定員
	3号認定	0歳児（2クラス）	18名
		1歳児（2クラス）	20名
		2歳児（2クラス）	24名
	1・2号認定	3歳児（2クラス）	50名 (1号20名・2号30名)
		4歳児（2クラス）	50名 (1号20名・2号30名)
		5歳児（2クラス）	50名 (1号20名・2号30名)
	合計		212名

7 入園の決定について

- ・書類審査、面接審査結果（新入園児のみ）により入園の可否を決定します。
(面接の日程等は後日連絡いたします。)
- ・申込児童数が定員を超えた場合は選考となります。世帯等の状況を踏まえ入園基準に基づき決定します。(申込み順ではありません。)
- ・入園が決定した方には、入園承諾書、支給認定書を交付（令和9年1月～2月の予定）いたします。なお、選考の結果、入園できなかった場合は「入園不承諾通知書」によりお知らせいたします。
- ・2月19日（金）に新入園予定児保護者説明会を行います。（詳しい日程は後日こども園から連絡いたします。）

8 給食費の無償化について

- ・給食費については、令和5年度から無償化（町で助成）しています。
(ただし、川俣在住の園児に限ります。)

9 育児休業取得時における入園児の対応について

- ・令和6年10月1日から育児休業取得時においても、こども園を継続利用することが可能となりました。

申込先及び問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・

◎川俣町教育委員会 子育て支援課 幼児教育係

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町五百田30

TEL 024-566-2111内線2303

FAX 024-566-2438

ホームページアドレス <https://www.town.kawamata.lg.jp/>

◎社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会

〒960-1436 福島県伊達郡川俣町字川原田19-2

TEL 024-565-3761

FAX 024-565-3793

ホームページアドレス <https://kawamata-shakyo.or.jp/>

◎かわまた認定こども園

〒960-1436 福島県伊達郡川俣町字川原田46

TEL 024-572-6188

FAX 024-572-6125

ホームページアドレス <https://kawamata-shakyo.or.jp/>

・・・・・・・・・・・・・・・・